

中学校選択制(隣接区域選択制)Q & A

Q、就学指定校に入学する場合も申請が必要ですか？

A、就学指定校に入学する場合は申請の必要はありません。
12月下旬に就学指定学校の就学通知書が発送されるのをご確認ください。

Q、受入上限人数を1人、2人超えた場合でも抽選になりますか？

A、たとえ1人、2人超えた場合でも抽選となります。

Q、受入上限人数を変更することはありますか？

A、変更はありません。
毎年度、生徒や教員の人数といった学校運営や教室の保有数といった施設面などを考慮し、学校長と調整し決定しておりますので、変更はありません。

Q、国公立・私立を受験予定だが、申請はできますか？

A、可能です。
ただし、受入上限人数を超えて抽選となった場合は補欠登録となりますのでご注意ください。

Q、申請後、申請した学校とは別の学校(国公立・私立・住所地の指定学校等)に進学することになった場合、辞退はできますか？

A、辞退は可能です。
学務課へ【辞退届】の提出が必要になりますので、学務課まで御連絡ください。

Q、一次申請をしていなくても、二次申請をすることはできますか？

A、可能です。二次申請は、一次申請で受入上限人数に達していない中学校のみ、行います。
一次申請後、厚木市ホームページで二次申請が可能な学校を掲載しますので、確認の上、申請をしてください。なお、希望する学校が選択できなくなる可能性がありますので、可能であれば一次申請をご利用ください。

Q、抽選はどのような流れですか？

A、受入上限人数を超えた申請があり、抽選となる場合、受付番号の通知を送付します。
抽選の方法は、職員が番号の玉を引き、当選者を決定した後、当選しなかった方の補欠番号を決定します。
抽選会当日は、公正を期すため、保護者の方から2人の立会人を選出し、公開した形で実施します。抽選会を欠席されても、結果に不利益が生じることはありません。
抽選会の後、申請者全員に結果のお知らせを送付します。当選した場合は、12月下旬に希望校の就学通知書が発送されますので、万が一、辞退される場合は、学務課に申し出てください。当選しなかった場合は、指定校の就学通知書が発送されますので、二次申請で別の希望校を選択される場合は、申請期間内に申請をしてください。

Q、落選した場合、補欠の順番待ちをしながら、二次申請をすることはできますか？

A、補欠順番待ちで落選が確定した後に、二次申請をしていただくようになります。

Q、兄弟が中学校選択制度を利用して就学しているため、下の子（弟妹）も、同じ学校に通わせたいが、落選してしまった場合は、指定学校変更制度の理由の教育的配慮として認められますか？

A、中学校選択制はあくまでも、生徒個人に対するものであり、兄弟と同じ学校に就学を認めることについては、指定学校変更制度の理由の教育的配慮としては該当しませんので、本来の指定学校に就学することになります。双子の場合も同様です。

Q、中学校選択制を利用して、入学する場合、バス通学は可能ですか？

A、可能です。
厚木市では安全面上、自転車通学は認めておりませんので、中学校の3年間無理なく通えるか、事前に通学方法や通学路を十分に確認した上で、申請してください。

Q、部活動を理由に選択した場合で、部活の存続や顧問の異動など、当初希望した部の状況が変わった場合、また、他校で部活動が新しくできた場合などは、転校できますか？

A、原則3年間選択した学校に通学することになります。

Q、指定学校変更制度と中学校選択制度はどう違いますか？

A、学区外通学を認める制度という点では同じですが、趣旨が異なります。
指定学校変更制度は、住所地での指定学校に就学できない何らかの特別な理由があって、はじめて認められる制度です。
中学校選択制度については、子どもたち一人一人が自らに適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことを目的として、指定学校の隣接校から希望する学校を選択できる制度です。いずれにしても、特別な制度ですので、保護者の責任に基づいて就学することが条件となります。
転居等で指定学校が変わる場合は指定学校変更制度の要件に該当する可能性がありますので、学務課にお問い合わせください。
指定学校変更制度の詳細については以下の厚木市ホームページをご覧ください。
「厚木市 指定学校変更について」で検索
URL：<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/gakumuka/5/2/2871.html>

3年間通学することを考え、お子様とよく話し合った上で申請してください。



【制度についてのお問い合わせ】

厚木市教育委員会学務課 厚木市役所第二庁舎4階

☎046-225-2650（直通）